令和５年８月吉日

令和6年４月１日から相続登記の義務化！

「相続登記の義務化と成年後見制度」について
司法書士による公開講座・相談会を開催します！

沖縄県司法書士会　　会長　上原　修
公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート沖縄支部　支部長　仲眞　みちよ

令和６年４月から，いよいよ相続登記が義務化されます。そうとは言え，相続人の中に認知症高齢者や知的障害者，精神障害者がいるため遺産分割協議が困難といったケースは稀ではありません。このような方々は，自らの相続する権利を主張するのが困難です。

そこで，後見制度の趣旨や内容，利用状況などを説明し，高齢者障害者の皆様の権利擁護と相続手続きを円滑に進めることができるよう「公開講座」と「相談会」を開催することといたしました。

◆日　時:令和5年9月9日（土）
13時　　～14時　公開講座「相続登記の義務化と成年後見制度」
講師:司法書士　福原　淳　（沖縄県司法書士会）
14時10分～16時　相　談　会（当日申込先着順）
◆場　所:うるま市健康福祉センターうるみん　3階ホール（うるま市安慶名１丁目８番１号）
◆参加費:無料
◆予　約:不要
◆相談例:遺産分割協議をしたいけれど，相続人の中に認知症の高齢者がいる
遺産分割協議をしたいけれど，相続人の中に知的障害者や精神障害者がいる
将来相続手続きをスムーズにできるように備えたい

平成 12 年４月に成年後見制度が施行されて以来，司法書士は成年後見制度に関する取り組みを積極的に行っており，親族以外の第三者後見人として，家庭裁判所から最も多く選任されております（令和４年：司法書士 11,764 件，弁護士 8,682 件，社会福祉士 5,849 件／最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」による）。

これからも司法書士は，「くらしの法律家」として，市民の権利擁護に寄与して参ります。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆　本件に関するお問合せ先　◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

沖縄県司法書士会 事務局
TEL：０９８－８６７－３５２６
＜住所＞〒900-0006　那覇市おもろまち４丁目１６番３３号

※台風の影響により，公共交通機関が運休した場合，公開講座および無料相談会は中止いたします。
※新型コロナウィルス感染症拡大防止のため，マスク着用をお願いする場合があります。